

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 障害福祉課

| | | | | | | | |
|----------|--|-------|--------------|------|-------|------|--|
| 法令名 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 法令の番号 | 平成17年法律第123号 | | | | |
| 不利益処分の種類 | 指定一般相談支援事業者の指定の取消し又は効力の停止 | 根拠条項 | 第51条の29 | | | | |
| 処分基準 | <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の29</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）</p> <p>(3) 指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日 障発0330第21号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</p> | | | | | | |
| 対応区分 | ① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 | 処理機関 | 障害福祉課 | 交付機関 | 障害福祉課 | 目次NO | |